

# コンビニエンスストアで 納税ができるようになります

納税環境向上の一つとして、金融機関や役場（支所・行政サービスコーナー含む）窓口納付、口座振替に加え、平成24年度から全国のコンビニエンスストアでも納税できるようになりました。コンビニエンスストアの営業時間内であれば土、日、祝日、夜間でも納付できます。「平日の昼間は忙しくて金融機関などに行けない」という方はぜひご利用ください。

## ■利用できるコンビニエンスストア

セイコーマート・セブンイレブン・ローソンの他、納付書（払込取扱票）の裏面に記載しているコンビニエンスストア ※全国の郵便局またはゆうちょ銀行でも利用できます。

## ■納税できる町税

- ①道町民税（普通徴収）
- ②固定資産（都市計画）税
- ③軽自動車税
- ④国民健康保険税

## ■納付書（払込取扱票）が変わりました

コンビニエンスストアでも納税できるように納付書（払込取扱票）が変わりました。



納付書（払込取扱票）の見本

## ■納付書（払込取扱票）についての注意点

- ・納付書（払込取扱票）はホッチキス等で綴じることができないため、納期別に1枚1枚に分かれていますので紛失等にご注意ください。
- ・納付書（払込取扱票）に記載されている期別、納期限を必ずご確認ください。納税してください。
- ・期別を間違えて納税すると、督促状が送付される場合もありますのでご注意ください。（例：1期目を納めようとしたが、誤って2期目を納めてしまった等）
- ・納税後の領収書（払込金受領書）、レシートは必ず受け取り大切に保管してください。

## ■次のような納付書（払込取扱票）はコンビニエンスストアでは利用できません

- ・バーコードが印字されていないもの
- ・バーコード部分が汚損しているもの
- ・1枚あたりの金額が30万円を超えているもの
- ・納期限を過ぎたもの

※上記の場合は、近くの金融機関または役場（支所・行政サービスコーナー含む）窓口で納付してください。

